

文書名	文書番号
高速イーサネット網サービス契約約款	I S P・約款-0 0 3

高速イーサネット網サービス契約約款

(「つなぐ」V-LANサービス)

2019年 10月 1日



文書名	文書番号
高速イーサネット網サービス契約約款	I S P-約款-0 0 3

目 次

第1章 総 則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第2章 高速イーサネット網サービスの提供区域等	3
第4条（高速イーサネット網サービスの提供区域等）	3
第3章 高速イーサネット網サービスの品目等	3
第5条（高速イーサネット網サービスの品目等）	3
第4章 契 約	3
第6条（契約の単位）	3
第7条（契約者回線の終端）	3
第8条（収容区域）	3
第9条（高速イーサネット網サービス契約申込の方法）	3
第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）	4
第11条（最低利用期間）	4
第12条（品目の変更）	4
第13条（契約者回線の増設又は廃止）	4
第14条（契約者回線の移転）	4
第15条（契約者回線の異経路）	5
第16条（契約者回線の利用の一時中断）	5
第17条（その他契約内容の変更）	5
第18条（高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）	5
第19条（契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除）	5
第20条（当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除）	5
第21条（その他の提供条件）	5
第5章 契約者回線群の設定等	6
第22条（契約者回線群の設定等）	6
第23条（契約者回線群の変更）	6
第24条（契約者回線群の廃止）	6
第6章 端末設備の提供等	7
第25条（端末設備の提供）	7
第26条（端末設備の移転）	7

文書名	文書番号
高速イーサネット網サービス契約約款	I S P-約款-0 0 3

第 27 条（端末設備の利用の一時中断）	7
第 7 章 回線相互接続	8
第 28 条（当社又は他社の電気通信回線の接続）	8
第 28 条の 2（他社接続回線との相互接続）	8
第 28 条の 3（接続休止）	8
第 8 章 利用中止及び利用停止	9
第 29 条（利用中止）	9
第 30 条（利用停止）	9
第 9 章 通信の制限	10
第 31 条（通信の条件）	10
第 32 条（通信利用の制限等）	10
第 1 0 章 料金等	11
第 1 節 料金及び工事に関する費用	11
第 33 条（料金及び工事に関する費用）	11
第 2 節 料金の支払義務	11
第 34 条（料金の支払義務）	11
第 35 条（工事費の支払義務）	13
第 3 節 料金の計算方法等	13
第 36 条（料金の計算方法等）	13
第 4 節 割増金及び遅延損害金	13
第 37 条（割増金）	13
第 38 条（遅延損害金）	13
第 5 節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	13
第 39 条（協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）	13
第 1 1 章 保 守	14
第 40 条（契約者の維持責任）	14
第 41 条（契約者の切分責任）	14
第 42 条（修理又は復旧の順位）	14
第 1 2 章 損害賠償	16
第 43 条（責任の制限）	16
第 44 条（免責）	16
第 1 3 章 雑 則	17
第 45 条（承諾の限界）	17
第 46 条（利用に係る契約者の義務）	17
第 47 条（契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等）	17

文書名	文書番号
高速イーサネット網サービス契約約款	I S P-約款-0 0 3

第 48 条（技術的事項及び技術参考資料の閲覧）	17
第 49 条（契約者の氏名等の通知）	17
第 50 条（協定事業者からの通知）	18
第 51 条（法令に規定する事項）	18
第 52 条（閲覧）	18
別 記	19
1 高速イーサネット網サービスの提供区域等	19
2 契約者の地位の承継	19
3 契約者の氏名等の変更	19
4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	19
5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等	20
6 自営端末設備の接続	20
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	20
8 自営電気通信設備の接続	21
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	21
1 0 当社の維持責任	21
1 1 新聞社等の基準	22
1 2 技術資料の項目	22
料 金 表	23
通 則	23
第 1 表 （料金）	25
第 2 表 工事に関する費用	34
別表	35
基本的な技術的事項	35
附 則	37

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

第1章 総則

第1条（約款の適用）

信越情報株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この高速イーサネット網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、高速イーサネット網サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット収容網	サービス提供区域（当社が別記1に定める区域をいいます。）内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 高速イーサネット網サービス	高速イーサネット収容網を使用して行う電気通信サービス
5 高速イーサネット網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより高速イーサネット網サービスを提供する当社の事業所
6 高速イーサネット網サービス取扱所	高速イーサネット網サービスに関する業務を行う当社の事務所
7 高速イーサネット網サービス契約	当社から高速イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と高速イーサネット網サービス契約を締結している者
9 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
10 契約者回線	高速イーサネット網サービス契約に基づいて、高速イーサネット収容網と契約の申込者が指定する場所との間に設置される1の電気通信回線
11 アクセス回線等	契約者回線及び当社が必要に設置する契約者回線に係る電気通信設備
12 中継回線	収容局設備と他の収容局設備との間に設置される電気通信回線

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

用語	用語の意味
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 接続回線	相互接続点にその一端が終端する電気通信回線
15 他社接続回線	相互接続点において、当社の電気通信設備と接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
16 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 契約者回線群	高速イーサネット収容網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線又は契約者回線及び中継回線から構成される回線群
18 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第2章 高速イーサネット網サービスの提供区域等

第4条（高速イーサネット網サービスの提供区域等）

当社の高速イーサネット網サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

- 2 当社は、当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱所において提供区域等を閲覧に供します。

第3章 高速イーサネット網サービスの品目等

第5条（高速イーサネット網サービスの品目等）

当社の提供する高速イーサネット網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

第4章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の高速イーサネット網サービスを締結します。

第7条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第8条（収容区域）

当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより収容区域を設定します。

- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその収容区域を閲覧に供します。

第9条（高速イーサネット網サービス契約申込の方法）

高速イーサネット網サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 高速イーサネット網サービスの品目及び通信の態様による細目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) 契約者回線群
- (4) 回線群代表者
- (5) その他高速イーサネット網サービスの内容を特定するために必要な事項

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-003
--------------------------	----------------------

第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）

当社は、高速イーサネット網サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 高速イーサネット網サービス契約の申込みをした者が、高速イーサネット網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条（最低利用期間）

高速イーサネット網サービスについては、料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、高速イーサネット網サービスの提供を開始した日（契約者回線の増設により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日）から起算して1年間とします。
ただし、当社が別に期間を定める場合は、この限りではありません。
- 3 契約者は、前2項の最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第12条（品目の変更）

契約者は、高速イーサネット網サービスの品目の変更を請求することができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条（契約者回線の増設又は廃止）

契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第 15 条（契約者回線の異経路）

当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

第 16 条（契約者回線の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 17 条（その他契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があったときは、第 9 条（高速イーサネット網サービス契約申込の方法）第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 18 条（高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約者が高速イーサネット網サービス契約に基づいて高速イーサネット網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 19 条（契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除）

契約者は、高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 20 条（当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除）

当社は、第 30 条（利用停止）の規定により高速イーサネット網サービスの利用停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第 30 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係る高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

第 21 条（その他の提供条件）

高速イーサネット網サービス契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

第5章 契約者回線群の設定等

第22条（契約者回線群の設定等）

契約者は、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係わる契約者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 3 第1項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第23条（契約者回線群の変更）

契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

第24条（契約者回線群の廃止）

当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第23条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第6章 端末設備の提供等

第25条（端末設備の提供）

当社は、契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

第26条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第27条（端末設備の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P - 約 款 - 0 0 3
--------------------------	-----------------------------

第7章 回線相互接続

第28条（当社又は他社の電気通信回線の接続）

契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができません。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾しません。

この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。

- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

第28条の2（他社接続回線との相互接続）

当社は、接続回線に係わる申込又は接続回線の移転の請求を承諾したときは、その接続回線に係る総合接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

第28条の3（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社的高速イーサネット網サービスを利用できなくなったときは、その高速イーサネット網サービスについて接続休止（その高速イーサネット網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその高速イーサネット網サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その高速イーサネット網サービスについて、契約者から利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は高速イーサネット網サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その接続回線に係る契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P・約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

した日において、その高速イーサネット網サービス契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

第8章 利用中止及び利用停止

第29条 (利用中止)

当社は、次の場合には、高速イーサネット網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第32条（相互接続点の所在場所等の掲示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第34条（高速イーサネット網サービスの利用の制限等）の規定により、高速イーサネット網サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第30条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その高速イーサネット網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった高速イーサネット網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その高速イーサネット網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第46条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

第9章 通信の制限

第31条 (通信の条件)

契約者は、同一の高速イーサネット網サービス契約者回線群内の契約者回線相互間に限り通信することができます。

第32条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、当社が設置した電気通信設備が高速イーサネット網サービスの利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防処置として当該電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、高速イーサネット網サービスの利用を中止する処置をとることがあります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第33条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供する高速イーサネット網サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する高速イーサネット網サービスの工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第34条（料金の支払義務）

契約者は、その高速イーサネット網サービス契約に基づいて当社が高速イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により高速イーサネット網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
- (ア) 利用の一時中断をしたとき。
- (イ) 利用停止があったとき。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、高速イーサネット網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、）に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り、）に係る契約者回線についての料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりその高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限り、）に係る契約者回線についての料金。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

3 契約者回線の移転、接続変更に伴って、高速イーサネット網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により高速イーサネット網サービスに係る契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金。
4 接続回線の接続休止をしたとき。	接続回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P・約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

第 35 条（工事費の支払義務）

契約者は、高速イーサネット網サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に高速イーサネット網サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

第 36 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び遅延損害金

第 37 条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 38 条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 10% の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第 39 条（協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）

当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき別記 4 に定めるところによります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第11章 保守

第40条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第41条 (契約者の切分責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、その契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第42条 (修理又は復旧の順位)

当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条 (通信利用の制限等) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する高速イーサネット網取扱局を変更することがあります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第12章 損害賠償

第43条（責任の制限）

当社は、高速イーサネット網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その高速イーサネット網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、高速イーサネット網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り。）に対応するその高速イーサネット網サービスに係る料金額（その高速イーサネット網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により高速イーサネット網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第44条（免責）

当社は、高速イーサネット網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第13章 雑則

第45条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第46条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は棄損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第47条（契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

第48条（技術的事項及び技術参考資料の閲覧）

高速イーサネット網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、高速イーサネット網サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

第49条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と高速イーサネット網サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することが

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

あります。

第 50 条（協定事業者からの通知）

契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 51 条（法令に規定する事項）

高速イーサネット網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記 6 から 10 に定めるところによります。

第 52 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

別記

1 高速イーサネット網サービスの提供区域等

(1) 当社の高速イーサネット網サービスは、次に掲げる県の区域において提供します。

県の区域
新潟県

(2) 当社の高速イーサネット網サービスの提供区間は、契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(1) 協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限り。）については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて定めるものとします。

(2) (1) の規定により、当社の提供区間を協定事業者が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、この約款に定めるものを除き、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(3) (1) の規定により、協定事業者の提供区間を当社が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものを除き、この約款に定めるところによります。

(4) (1) の規定にかかわらず、協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がアクセス回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用してアクセス回線等を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第3項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - (ア) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (イ) その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (ア) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (イ) その接続により、当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させる必要があります。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P・約款-0 0 3

1 1 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準を全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準を全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを主な目的とする通信社

1 2 技術資料の項目

自衛端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供する高速イーサネット網サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。この場合、当社が別に定める協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

(料金の変更)

- 2 当社は、高速イーサネット網サービスに関する料金又は工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用によります。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、契約者がその高速イーサネット網サービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線若しくは端末設備の提供の開始又は契約者回線の増設があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に高速イーサネット網サービス契約の解除又は契約者回線若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線若しくは端末設備の提供を開始又は契約者回線を増設し、その日にその高速イーサネット網サービス契約の解除又は契約者回線若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) (1) から(3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

(前受金)

- 9 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 11 約款第34条(料金の支払義務)及び約款第35条(工事費の支払義務)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の高速イーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第1表 (料金)

第1 高速イーサネット網サービスに関する料金

1 適用

区分	内容																																																																										
(1) 収容区域の設定	<p>ア 当社は、高速イーサネット網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																																																										
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">a 契約者回線</th> </tr> <tr> <th>品目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="25" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イーサネット 方式</td> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr><td>1Mb/s</td><td>1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Mb/s</td><td>2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Mb/s</td><td>3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Mb/s</td><td>4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Mb/s</td><td>5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Mb/s</td><td>6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Mb/s</td><td>7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8Mb/s</td><td>8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9Mb/s</td><td>9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s</td><td>10 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/s</td><td>20 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s</td><td>30 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s</td><td>50 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s</td><td>60 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s</td><td>70 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s</td><td>80 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s</td><td>90 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>100 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/s</td><td>200 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>300 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>400 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/s</td><td>500 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>600 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>700 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>800 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>900 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Gb/s</td><td>1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Gb/s</td><td>2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Gb/s</td><td>3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Gb/s</td><td>4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Gb/s</td><td>5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>		a 契約者回線			品目	内容		イーサネット 方式	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4Gb/s	4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
a 契約者回線																																																																											
品目	内容																																																																										
イーサネット 方式	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	4Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	6Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	7Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	8Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	9Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	10Mb/s	10 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	20Mb/s	20 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	30Mb/s	30 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	40Mb/s	40 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	50Mb/s	50 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	60Mb/s	60 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	70Mb/s	70 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	80Mb/s	80 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	90Mb/s	90 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	100Mb/s	100 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	200Mb/s	200 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	300Mb/s	300 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	400Mb/s	400 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	500Mb/s	500 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
	600Mb/s	600 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																									
700Mb/s	700 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
800Mb/s	800 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
900Mb/s	900 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
1Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
2Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
3Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
4Gb/s	4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										
5Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																										

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

	<table border="1"> <tr> <td>6Gb/s</td> <td>6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Gb/s</td> <td>7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Gb/s</td> <td>8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Gb/s</td> <td>9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	6Gb/s	6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	7Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	8Gb/s	8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	9Gb/s	9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
6Gb/s	6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
7Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
8Gb/s	8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
9Gb/s	9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
1Gb/s	10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
(3) 最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速イーサネット網サービスについては、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合は、約款第34条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは高速イーサネット網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、高速イーサネット網サービスの品目の変更と同時に契約者回線の設置場所において契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の料金を合算して行います。</p>										
(4) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は契約者から、その高速イーサネット網サービス契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下、「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その継続期間における料金については、2（料金額）の(1)（基本回線料）の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（高速イーサネット網サービス契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）は、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長</p>	種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額	
種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）									
(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額									
(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額									

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

	<p>期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転により専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="527 569 1500 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合</td> <td>残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td>残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始から1年以内（長期継続利用の継続の場合も含みます。）にクの表の(イ)に該当する場合は生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）が、その専用回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	区分	支払いを要する額	(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額
区分	支払いを要する額						
(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額						
(5) 利用回線に係る加算額等の適用	<p>利用回線において契約者の終端に係る加算額等（相互接続協定に規定する料金額に限りません。）は、協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>						
(6) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、高速イーサネット網サービスに係る契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第41条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。））とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限りません。）に係る料金（以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取り扱いについては、当社は約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 約款第28条の3（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 約款第29条（利用中止）第1項の規定により、その高速イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。</p> <p>(ウ) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その高速イーサネット網サービス</p>						

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P-約款-0 0 3
--------------------------	------------------------

	<p>スを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する基本回線料及び加算額の合計額（この表の(1)欄及び(2)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="565 401 1495 684"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した場合</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上48時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>48時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その暦月におけるその高速イーサネット網サービス契約に係る故障回復時間返還基準額（その暦月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び5の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月が高速イーサネット網サービスの提供を開始した暦月であって、その高速イーサネット網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の場合その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定、この表の(6)欄又は(7)欄の規定による料金の返還、又は約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取り扱いについては、(7)欄の規定に定めるところによります。</p>	アに規定する状態が連続した場合	料金返還率	30分以上1時間未満	3%	1時間以上2時間未満	10%	2時間以上4時間未満	20%	4時間以上6時間未満	30%	6時間以上8時間未満	40%	8時間以上48時間未満	50%	48時間以上	100%
アに規定する状態が連続した場合	料金返還率																
30分以上1時間未満	3%																
1時間以上2時間未満	10%																
2時間以上4時間未満	20%																
4時間以上6時間未満	30%																
6時間以上8時間未満	40%																
8時間以上48時間未満	50%																
48時間以上	100%																
(7) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2（料金額）に規定する基本回線料（この表の(1)欄及び(2)欄の適用又は料金表通則の4の規定（約款</p>																

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

	<p>第34条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に0.03を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、その高速イーサネット網サービスについて、その1の暦月を連続し、利用中止又は接続休止があったとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定、この表の(5)欄又は(7)欄の規定による料金の返還、又は約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取り扱いについては、(7)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(8) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率（1の暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から、契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月における2（料金額）に規定する基本回線料、この表の(1)欄及び(2)欄の適用又は料金表通則の4の規定（約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、約款第28条の3（接続休止）の規定により接続休止としたとき又は約款第29条（利用中止）第1項の規定によりその第1種高速イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="583 1360 1495 1577"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定、(5)欄又は(6)欄の規定による料金の返還、又は約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額及び約款第34条（料金の支払義務）第2項第2号の規定若しくは同条第3項第2号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上98.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
稼働率	料金返還率												
99.8%以上99.99%未満	1%												
98.0%以上99.8%未満	3%												
95.0%以上98.0%未満	10%												
90.0%以上95.0%未満	20%												
90.0%未満	100%												

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-003

(9) 回線接続装置等の料金の適用	当社が回線接続装置等（回線接続装置又はイーサネット変換装置をいいます。以下同じとします。）を提供した場合、回線接続装置等に係る加算額を適用します。
(10) 回線終端装置の料金の適用	当社が回線終端装置を提供した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(11) 配線設備の料金の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>
(12) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の基本回線料（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(13) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

2 料金額

(1) 基本回線料

契約者回線（イーサネット方式）に係わるもの

品 目	料 金 額 (税込額)
0.5Mb/s	41,000円 (45,100円)
1Mb/s	46,000円 (50,600円)
2Mb/s	61,000円 (67,100円)
3Mb/s	77,000円 (84,700円)
4Mb/s	91,000円 (100,100円)
5Mb/s	107,000円 (117,700円)
6Mb/s	117,000円 (128,700円)
7Mb/s	126,000円 (138,600円)
8Mb/s	134,000円 (147,400円)
9Mb/s	143,000円 (157,300円)
10Mb/s	72,000円 (79,200円)
20Mb/s	75,000円 (81,000円)
30Mb/s	78,000円 (85,800円)
40Mb/s	81,000円 (89,100円)
50Mb/s	84,000円 (92,400円)
60Mb/s	87,000円 (95,700円)
70Mb/s	90,000円 (99,000円)
80Mb/s	92,000円 (101,200円)
90Mb/s	94,000円 (103,400円)
100Mb/s	96,000円 (105,600円)
200Mb/s～1Gb/sまでのもの	263,000円 (289,300円)
2Gb/s～10Gb/sまでのもの	925,000円 (1,017,500円)

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

(2) 県内中継回線

県内中継回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	(税込額)	
10Mb/s	80,000円	(88,000円)
20Mb/s	85,000円	(93,500円)
30Mb/s	90,000円	(99,000円)
40Mb/s	95,000円	(104,500円)
50Mb/s	100,000円	(110,000円)
60Mb/s	104,000円	(114,400円)
70Mb/s	108,000円	(118,800円)
80Mb/s	112,000円	(123,200円)
90Mb/s	116,000円	(127,600円)
100Mb/s	120,000円	(132,000円)
200Mb/s	240,000円	(264,000円)
300Mb/s	360,000円	(396,000円)
400Mb/s	480,000円	(528,000円)
500Mb/s	600,000円	(660,000円)
600Mb/s	720,000円	(792,000円)
700Mb/s	840,000円	(924,000円)
800Mb/s	960,000円	(1,056,000円)
900Mb/s	1,080,000円	(1,188,000円)
1Gb/s	1,200,000円	(1,320,000円)
2Gb/s	1,435,000円	(1,578,500円)
3Gb/s	1,670,000円	(1,837,000円)
4Gb/s	1,905,000円	(2,095,500円)
5Gb/s	2,140,000円	(2,354,000円)
6Gb/s	2,375,000円	(2,612,500円)
7Gb/s	2,610,000円	(2,871,000円)
8Gb/s	2,845,000円	(3,129,500円)
9Gb/s	3,080,000円	(3,388,000円)
10Gb/s	3,315,000円	(3,646,500円)

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号
	I S P-約款-0 0 3

(3) 加算額

月額

料金種別	単位	区分		料金額 (税込額)
回線接続装置使用料	1台ごと	イーサネット方式	0.5Mb/sから 100Mbpsまで	5,000円 (5,500円)
回線終端装置使用料	1台ごと	イーサネット方式	200Mb/sから 1Gb/s用のもの	60,000円 (66,000円)
回線終端装置使用料	1台ごと	イーサネット方式	2Gb/sから 10Gb/s用のもの	120,000円 (132,000円)
配線設備使用料	1配線ごと	光配線 (アクセス回線0.5Mb/s～ 100Mb/s)		2,000円 (2,200円)
備考				

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内容	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、端末設備及び高速イーサネット網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事を適用し、移転、接続変更又は他社接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適用
	ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
	イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
	ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、高速イーサネット網サービス取扱局の主配線盤等において契約者回線の接続工事を要する場合に適用します。
	エ 相互接続点に係る工事	相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事
オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	

2 工事費の額

1の工事ごとに

工事の種類		工事費の額	
		(税込額)	
		光配線	
端末設備に係る工事	回線終端装置に係るもの	25,000円 (27,500円)	
回線接続等に係わる工事		5,000円 (5,500円)	
1 上記工事に伴い、引込み柱以降において建柱等特殊な工事を要する場合は、別に算定する費用を支払っていただきます。			

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

別表

基本的な技術的事項

1 当社が回線接続装置を提供する場合

品目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット方式	0.5Mb/s、1Mb/s～ 10Mb/s（1Mb/s 毎）、20Mb/s～ 100Mb/s（10Mb/s 毎）	8ピンモジュラーコネクタ （ISO標準IS8877準拠）	IEEE802.3 10BASE-T準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠		

2 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット方式	0.5Mb/s、1Mb/s～ 10Mb/s（1Mb/s 毎）、20Mb/s～ 100Mb/s（10Mb/s 毎）	F04形単心光ファイバコネクタ （JIS規格C5973準拠）	IEEE802.3u準拠		

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 ISP-約款-003
--------------------------	--------------------

3 当社が回線終端装置を提供する場合

品目		物理的条件		相互接続回路		
				伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット方式	下記以外	200Mb/s ～ 900Mb/s, 1Gb/s	1000BASE-T接続のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab準拠	1000BASE-T準拠
		2Gb/s ～ 10Gb/s	10GBASE-SR接続のもの	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3ae	10GBASE-SR準拠
			10GBASE-LR接続のもの	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA-10/125準拠)	IEEE802.3ae	10GBASE-LR準拠
	タイプ2	100Mb/s、 300Mb/s、1Gb/s		8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠又は IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠	

文書名 高速イーサネット網サービス契約約款	文書番号 I S P・約款-003
--------------------------	----------------------

附 則

(実施期日)

この約款は、2009年8月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2012年12月1日より実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2013年3月22日より実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年4月1日より実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018年10月1日より実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019年10月1日より実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。